

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

2018年12月号 (Vol.15)

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る 海域の利用の促進に関する法律の成立

- ・ 法律成立の背景
- ・ 法律の主な内容と特徴
- ・ 促進区域の指定
- ・ 協議会
- ・ 選定事業者の選定
- ・ 残された課題
- ・ 結語

森・濱田松本法律事務所

弁護士 小林 卓泰

TEL. 03 5223 7768

takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

弁護士 岡谷 茂樹

TEL. 03 5220 1862

shigeki.okatani@mhmjapan.com

・ 法律成立の背景

2018年11月30日、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「本法律」という。）が成立した。

海洋再生可能エネルギー発電は、火力発電に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策に有効であるとともに、大規模な開発により経済性の確保も可能であり、また関連産業や地元産業への好影響が期待できることから、海洋政策上の重要課題の一つとされてきた。

しかし、洋上風力発電を実施するための海域の利用に関する法的な枠組みについては、一昨年に港湾区域の利用ルールが整備されたにとどまり、より発電設備設置可能量の多い一般海域の利用ルールは未整備の状況であった。そのため、長期にわたる海域の占有を実現する手段がなくファイナンスがつきにくい、先行利用者との調整に係る枠組みがなく地元との合意形成が困難であるといった点が指摘されてきた。

本法律は、これらの問題点を解決するため、海洋再生可能エネルギー発電事業¹の実施にあたっての一般海域の長期の占有のための手続や先行利用者との調整の枠組みを創設するものである。

なお、本法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（附則1条）。また、施行までには、本法律7条に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計

¹ 本法案の定義上、そのエネルギー源は風力に限られず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）2条4項に規定される再生可能エネルギー源のうち海域において電気のエネルギー源として利用できるものとして政令で定めるものを含めることができるようになっているが（2条3項）当面は風力が想定されるため、以下、洋上風力発電を念頭に記述する。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

画的な推進を図るための基本的な方針が閣議決定により定められる。

． 法律の主な内容と特徴

本法律の主な内容²と特徴は以下のとおりである。

1. 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」(以下「促進区域」という。)の創設、及び、同区域内の海域における占用計画認定制度・占用許可制度の導入
 - (1) 促進区域の指定、事業者の公募・選定手続、占用許可の手続を明示
 - (2) 国土交通大臣に占用許可権限及び一定の監督権限を付与
 - (3) 調達価格を含めた占用計画を公募により認定(調達価格の入札を包含)
 - (4) 占用の期間は、最大 30 年
2. 協議会の設置
 - (1) 関係する行政機関が参加し、他の規制等との整合性を確認
 - (2) 先行利用者その他の利害関係者との協議を実施
 - (3) 促進区域の指定にあたり協議会の意見を聴取

以下の章では、これらの具体的な内容を紹介し、今後の課題について検討する³。

． 促進区域の指定

1. 促進区域指定の基準

経済産業省及び国土交通大臣は、政府の定める基本方針に基づき、促進区域を指定する(8条1項)。

当該指定にあたっては、次に掲げる基準に適合することを要する。

- 海象その他の自然的条件が適当であること
- 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であること
- 当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること
- 電気事業者の系統との電氣的な接続が適切に確保されること
- 漁業に支障を及ぼさないこと

² 本法律の内容は、国土交通大臣による発電事業者に対する拠点港に関する情報提供に関する規定(27条)が追加された点を除き、第196回国会(常会)に提出された法案の内容と同じである。

³ なお、法令名の記載のない条文番号は、本法案の条文番号である。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

他の法律による規制を受ける区域とし重複しないこと

2. 促進区域指定の手続

促進区域は、以下の手続を経て指定される（8条2項乃至6項）。

当該区域の状況の調査

促進区域に指定する旨の公告（指定案を指定の理由を記載した書面を添えて公衆の縦覧に供する。縦覧期間2週間。）

利害関係者による意見書の提出（縦覧期間満了日まで）

提出された意見書を踏まえた、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事の意見の聴取、協議会（後記IV.参照）の意見の聴取

促進区域を指定

当該指定した促進区域を公告

国会審議においては、促進区域の指定については、本法律成立後に、迅速かつ着実に手続が進められるよう、その具体的段取りを定めて関係者に対して示すとの答弁が資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長からなされた。また、促進区域の指定に向けては、本法律成立後、関係都道府県などの関係者の意見（都道府県知事からの要望や情報提供を含む。）を聴きながら国として調査を進めるとの答弁が資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長からなされた。

3. 促進区域の指定に関する課題

まず、促進区域は、我が国の領海及び内水のうちから指定されるものとされており（2条5項参照）領海外の海域については利用ルールがない状況が続く。この点、国会審議においては、現在は領海外における具体的な計画を政府として認識していないことから、まずニーズがある領海及び内水を対象にルール整備を行うこととした旨、及び、領海外の排他的経済水域（EEZ）における制度の整備については、本法律の施行状況や当該水域の需要動向を踏まえつつ、領海外の制度の必要性を含めて検討していく旨の答弁が内閣府総合海洋政策推進事務局長からなされた。

次に、前記1.（指定基準のうち系統接続関係）については、実際の運用がどのようなものになるのか現段階では明らかではなく、小委員会の資料⁴などからは、系統

⁴ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第4回）資料4「立地制約のある電源の導入促進 - 洋上風力発電の導入の意義と促進策について -」（2018年2月22日）12頁

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

接続枠の確保や接続の条件（出力抑制等）において特別な取扱いを行うことは想定されていない（少なくとも、促進区域の指定に際し、行政側で系統連系を確保することは予定されていない）ように窺われる。また、促進区域の設定にあたっては、後述のとおり、協議会において関係行政機関との一定の調整が図られるものの、必要な許認可を全て行政側で確保することは予定されていないようである。

また、促進区域が設定された後は、当該区域内の海域の占用等は国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなり（10条1項）後述の公募占用計画の認定がされた場合、当該認定に係る占用区域については、選定事業者以外の者は当該許可の申請をすることができないとされることから（19条3項）選定事業者による当該海域の占用確保については一定の手当てがなされたとはいえるものの、促進区域の指定にあたっては、前記2. の公告期間に意見書の提出等を行わなかった利害関係人の権利が失権したり制限されたりする旨は定められていない。そのため、促進区域の指定後であっても、当該海域についての利用権その他の権利を主張する者が現れる可能性が理論上は残されることには、留意が必要であろう。

さらに、前記2. で利害関係者が提出した意見書は、前記2. にて関係行政機関の長との協議の際に添付されるにとどまり、利害関係者の意見がどの程度斟酌されるのか、後述の協議会の構成・運用とともに、実際の制度運用を注視する必要がある。

なお、本法律のKPI（重要業績評価指標）としては、2030年度において運転が開始されている促進区域数を地域・関係者の理解を前提に5区域とすることが示されている。この数について、国会審議では、エネルギーミックスにおいて2030年度において風力発電全体の設備容量を1,000万kW（うち洋上は82万kW）と見通していることを考慮して示したものであるが、導入設備容量及び促進区域数ともに上記数値は上限ではなく、国民負担を抑制しつつ導入を促進しつつ、地元の理解その他の諸条件が揃えば5区域を超えて促進区域を指定することもありうる旨の答弁が内閣府総合海洋政策推進事務局長からなされた。

協議会

1. 協議会の設置

本法律では、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる（9条1項）。但し、関係都道府県知事から協議会の組織を要請された場合、経済産業大臣及び国土交通大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないとされており（9条3項及び4項）実際には、各促進区域に協議会が設置されるものと予想される。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

2. 協議会の構成員

協議会は、以下の者で構成される（9条2項）

経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事

農林水産大臣及び関係市町村長

関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関連都道府県知事が必要と認める者

協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない（9条6項）。

3. 協議会の利点と課題

協議会は、以下のとおり、その協議の中で利害を調整し、その結果を各構成員が尊重することにより、その後の発電事業の実施をスムーズにする機能を有すると思われる。しかし、以下のとおり課題も残されている。

（1）行政機関との関係

具体的には、まず、各種の許認可審査者が協議会に参加することにより、許認可の審査の中で当該協議結果が尊重されることにより、一定の推進効果を得ることが可能となろう。

しかし、本法律に基づく占用許可制度は、必要となる許認可を一括付与する仕組みではなく、協議会による協議の結果は、（協議会の構成員は協議結果を尊重しなければならないとする9条6項の枠組みを超えて）各許認可権者の判断を法的に拘束するものではないことに留意が必要である。また、許認可審査者が上記協議会の構成員に含まれていない場合には、発電事業者はこれまでと同様、独自に許認可等を得る必要がある。例えば、環境大臣は上記協議会構成員に必ずしも含まれないため、環境アセスメント手続については、発電事業者はこれまで同様、自ら実施完了する必要がある（関係都道府県知事が当該環境アセスメント手続中に述べる意見において、協議結果が尊重されるという限度で推進効果が認められるにすぎない）ということにもなりうる。

（2）利害関係者との関係

次に、漁業者や海運業者などの先行利用者が協議会に参加することにより、これらの者との権利関係の調整等が促進されることが期待される。

しかし、協議会は、あくまで各当事者間の協議により調整を図るものであり、必ずしも合意形成に至る保証はない。また、協議会に参加しない者とは別途に協議を行う必要があり、関係する利害関係者をできる限り漏れなく協議会の構成員とする必要がある。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

(3) 協議会の役割

協議会は、促進区域の設定時のみならず、その後も存続して関係者間の協議の場として機能することが期待されている。例えば、国会審議においても、(通常は想定されないものの)万が一洋上発電事業により環境や漁業に想定外の深刻な影響が生じた場合には、協議会において構成員及び関係行政機関の長の意見を聴きながら原因の究明や対応策の検討を行うとの答弁が国土交通大臣からなされた。

選定事業者の選定

1. 公募占用指針の策定

促進区域内海域において発電事業を行う者は、公募により選定手続を経て選定される。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募の実施及び海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内の占用に関する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めなければならない(13条1項)。なお、この公募占用指針は、促進区域ごとに定められる。

公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない(13条2項)。

対象発電設備区分等

占用の区域

占用の開始の時期

発電設備の出力の量の基準

公募の参加者の資格に関する基準

公募の参加者が提供すべき保証金の額等

(1kW当たりの)供給価格の額の上限額(以下「供給価格上限額」という。)

公募に基づく調達価格の額の決定の方法

調達期間

選定事業者における再エネ特措法の規定による認定の申請の期限

発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し占用区域と一体的に利用される港湾に関する事項

発電設備の撤去に関する事項

公募占用計画の認定の有効期間

発電事業を行う者と関係行政機関の長等との調整に関する事項

選定事業者を選定するための評価の基準

前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならないとされている（13条6項）。なお、公募占用指針のうち供給価格上限額については、公募の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公示しないことができる（13条6項ただし書）⁵。

2. 選定事業者の選定・公募占用計画の認定

促進区域内海域において発電事業を営もうとする者は、公募に応じて公募占用計画を提出しなければならない（14条1項）。経済産業大臣及び国土交通大臣は、提出された公募占用計画につき、公募占用指針に照らした適切性その他一定の基準に適合しているかどうかを審査し、評価の上、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を、選定事業者として選定する（15条1項乃至3項）。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画について、占用の区域及び期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をする（17条1項）。

なお、公募占用計画には、例えば以下のような事項を記載しなければならない（14条2項）。

- 占用の区域、期間
- 発電事業の内容及び実施時期
- 工事実施の方法、工事の時期
- 発電施設の区分、構造、出力、維持管理の方法
- 供給価格
- 関係省庁、地方自治体との調整のための体制及び能力
- 資金計画及び収支計画

3. 選定・認定の効果

選定事業者は、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない（19条1項）。

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき占用許可の申請があった場合には、当該許可を与えなければならない（19条2項）。他方、選定事業者以外の者は、選定事業者の占用の期間内は、占用許可の申請をすることができない（19

⁵ この規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しないとされており（附則2条）。初期の公募においては、供給価格上限額が必ず公示されることとなっている。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

条 3 項)。

国会審議における国土交通省港湾局長の答弁によれば、占用許可は、促進区域の海域全体ではなくて、個々の設備ごとに受けることとなる。占用料の単価については、国や都道府県における海域占用料、欧州における占用料の算定例を参考にしながら今後検討される。また、占用料の算定にあたっては、発電設備の投影面積等に基づき行う。

海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間は、再エネ特措法 3 条 1 項に基づく定め及び同法 4 条以下の入札手続に代えて、本法律に基づく公募の結果を踏まえて定められる (16 条)。

4. 選定事業者の選定プロセスに関する課題

洋上風力発電の調達価格については、本年 2 月の調達価格等算定委員会の意見において、本法律の施行にあわせて、本法律が適用される案件について入札制に移行するものとされていた⁶。これは、最近の電源接続案件募集プロセスへの応募状況、ヨーロッパの状況、国民負担の抑制の観点などを踏まえて示されたものであると思われるが、洋上風力発電に関する限り、未だ一般海域における商用の洋上風力発電設備の導入例がなく、今後関連産業の育成・発展が望まれる我が国の状況に照らせば、現段階で直ちに競争原理を導入することの適否については、議論のありうるところであろう⁷。

また、国会審議においては、本法律の成立前から検討を進めてきた先行事業者の取扱いについて、(i) 公募占用指針において定められる事業者の評価基準においては、国民負担抑制の観点から供給価格を最も重要な要素とするが、長期的かつ安定的な発電事業実施の観点から事業内容、資金計画、収支計画、関係行政機関の長との調整に関する事項を記載し、総合的に事業者を評価する。(ii) 先行事業者の取組みの評価について、特に関係行政機関の長との調整に関する事項を定めることにより、先行的に地元との調整を行っている事業者を評価する。(iii) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針において定めた事業者の評価基準に従い、発電事業を長期的、安定的かつ効率的に実施するために最も適切な公募占用計画を提出した事業者を選定したい旨の答弁が国土交通省港湾局長からなされた。

⁶ 調達価格等算定委員会「平成 30 年度以降の調達価格等に関する意見」(2018 年 2 月 7 日) 26 頁

⁷ この点、国会審議においては、欧州の事例も踏まえ、より風況が良く、大規模な開発が可能な沖合において風力発電設備の設置が可能となれば、現状より安い調達価格で導入が可能になるとの認識の下、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を進めていくために調達価格を適正な水準にするために入札制度を導入した旨の答弁が資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長からなされた。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

さらに、参加資格について、国会審議においては、一般海域は公共物であることから、国内法人に限定すべきではないかとの声もあるところ、WTO その他の通商ルールに照らして何らかの対応が可能か、との質問に対し、公募参加者を国内法人に限ることはWTO その他の通商ルールに違反するものではないとの理解であるものの、他方で、欧州における先進的な取組みを取り入れることも重要であり、外国企業の参加を一律に禁止すべきものでもないとの考えであるが、洋上風力発電プロジェクトは海域を長期にわたり占有する事業であるため、長期安定的な事業遂行や地域との円滑な関係の構築は不可欠な要素と考えている旨の答弁が資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長からなされた。また、港湾区域の公募においては、参加の要件として、日本国内に本社、支店、営業所を有するなど緊急時に迅速な対応が可能であることを公募占用指針で定めており、本法律においても、地元への配慮や緊急時の対応等を適切に評価することを考えているとの答弁が資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長からなされた。

なお、事業終了後における設備の撤去について、国会審議においては、事業者の責務であることを前提に、選定事業者の選定プロセスにおいて、公募占用計画の中で撤去方法や資金計画に撤去費用が計上されているかを審査し、撤去の確実性を確認する旨の答弁が国土交通大臣からなされた。但し、事業者が倒産した場合等の措置については、海外事例を踏まえて検討を進めている旨の答弁が国土交通大臣からなされたことや、近時、太陽光発電設備の撤去費用の積立方法について、費用負担調整機関が源泉徴収的に廃棄等費用を積み立てる方針が示されたことなどから、洋上風力の撤去費用についても同様の措置が検討される可能性がある。

また、海中の基礎などの施設についてどの程度の原状復帰を求めるのかという質問に対し、洋上風力発電設備についても撤去が原則であり、撤去の方法について公募占用計画に記載させ、適切なものか確認するとしつつ、具体的な撤去方法は、技術の進歩（例えば、近年、撤去を容易にする基礎構造や方法の検討も進められている。）や海外の事例を踏まえて、実効性のある撤去方法を関係省庁にて検討する旨の答弁が国土交通省港湾局長からなされた。

残された課題

洋上風力発電を含む風力発電については、設置場所の利用権の確保と並んで、立地によっては系統の空き容量不足や接続費用の高騰等によって採算可能な費用で系統枠を確保できない点が大きな課題となっている。この点については、上述のとおり本法律では直接的な手当てはなされておらず、別途、日本版コネクト&マネージの導入や系統コ

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

スト削減の取組みが検討されている⁸。

系統制約に関しては、国会審議における資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長の答弁において、選定事業者が系統容量を確保できていない場合において、電源接続案件募集プロセスの落札者から系統容量を承継できるような措置を講じることも検討する旨の方針も示された。

また、洋上風力発電については、別途、環境アセスメント手続が必要であり、その手続に時間がかかることも事業者の負担となっている。この点は、本法律の適用を受ける案件についても同様であり、かかる手続の迅速化も洋上風力発電導入促進のための課題である⁹。

なお、本法律は、促進区域が設定された一般海域内での海洋再生可能エネルギー発電の立地に関するルールを定めるものであり、促進区域外の一般海域での海洋再生可能エネルギー発電事業に適用はなく（すなわち、これを禁止も許諾もするものではないと解される。）この点は、今後の議論に委ねられている。

結語

国会審議においては、建設及びメンテナンスの拠点となる港湾の整備や系統制約の克服を求める趣旨の質問がなされ、それぞれ国土交通省港湾局長及び資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から積極的な答弁がなされた。国が洋上風力発電を推進する姿勢が国会審議でも確認されたといえる。

本法律は、各章にて言及した課題を残しており、洋上風力発電の導入促進に真に資するものとするためには、今後の運用や議論にかかっている部分も大きいものと思われる。しかしながら、これまで法制上のルールが存在しなかった一般海域の利用ルールを初めて整備するものとしては十分評価しうるものであり、早期の施行及び促進区域の指定が望まれる。

⁸ 前掲・小委員会（第4回）資料4・12頁

⁹ 前掲・小委員会（第4回）資料4・12頁

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『基礎から学ぶ発電プロジェクトの契約実務』
開催日時 2018年12月7日(金) 14:00～17:00
講師 村上 祐亮
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『EPC 契約・建設請負契約の理論と実務～国内プロジェクトファイナンス案件を念頭に、基礎から契約交渉・管理、民法改正による影響まで実践的に解説～』
開催日時 2019年1月25日(金) 14:00～17:00
講師 村上 祐亮
主催 金融財務研究会

- セミナー 『第3827回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コンセッション方式のPFI事業におけるリスク分担の実務ポイント - 契約実務を中心に - 』』
開催日時 2019年1月28日(月) 13:30～16:30
講師 未廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『発電事業のプロジェクトファイナンス～最新実務を踏まえたリスク分析と契約実務上の勘所～』
開催日時 2019年2月26日(火) 13:30～16:30
講師 未廣 裕亮
主催 JPI(日本計画研究所)

NEWS

- [Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2019 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms \(23rd edition\)](#) にて高い評価を得ました

Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2019 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms (23rd edition) にて、“Recommended firms”として紹介され、当事務所は以下の分野で高い評価を得ました。また、当事務所のバンコクオフィス(Chandler MHM Limited)およびヤンゴンオフィスも“Recommended firms”として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ミャンマーにおける”Recommended firms”として紹介されています。

Japan

Practice Areas

Outstanding

- Banking and finance (バンキング/ファイナンス)
- Capital markets (キャピタル・マーケット)
- Competition/Antitrust (競争法/独占禁止法)
- Construction (建築)
- Corporate and M&A (コーポレート/M&A)
- Dispute resolution (紛争解決)
- Investment funds (投資ファンド)
- Labour and employment (労働法務)
- Regulatory (規制法)

Highly Recommended

- Intellectual Property (知的財産)
- Restructuring & Insolvency (事業再生/倒産)
- Tax (税務)

Recommended

- Private Equity (プライベート・エクイティ)

Industry Sectors

Outstanding

- Banking and financial service (バンキング/金融サービス)
- Consumer goods and services (消費財/消費者サービス)
- Energy (エネルギー)
- Real estate (不動産)

Highly Recommended

- Media and entertainment (メディア/エンタテインメント)

Recommended

- Insurance (保険)
- Technology and telecommunications (テクノロジー/通信)

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

Myanmar

Practice Areas

Recommended

- General business law (企業法務全般)

Industry Sectors

Highly Recommended

- Energy (エネルギー)

Recommended

- Infrastructure (インフラ)
- Real estate (不動産)

Thailand

Practice Areas

Outstanding

- Banking & Finance (バンキング / ファイナンス)
- Corporate/M&A (コーポレート / M&A)

Highly Recommended

- Construction (建築)
- Restructuring & Insolvency (事業再生 / 倒産)

Recommended

- Capital markets (キャピタル・マーケット)

Industry Sectors

Outstanding

- Banking and financial services (バンキング / 金融サービス)
- Energy (エネルギー)

Highly Recommended

- Industrials and manufacturing (産業 / 製造業)
- Infrastructure (インフラ)
- Real estate (不動産)

Recommended

- Consumer goods and services (消費財 / 消費者サービス)

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

➤ Chambers Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました

Chambers Asia Pacific 2019 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士が日本人として唯一ランクインしております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

Practice Areas

Japan

- Banking & Finance (Band 1) (バンキング/ファイナンス)
- Capital Markets (Band 1) (キャピタル・マーケット)
- Capital Markets (キャピタル・マーケット): Securitisation & Derivatives (Band 1)
- Competition/Antitrust (Band 1) (競争法/独占禁止法)
- Corporate/M&A (Band 1) (コーポレート/M&A)
- Dispute Resolution (Band 2) (紛争解決)
- Employment (Band 1) (労働法務)
- Insurance (Band 1) (保険)
- Intellectual Property (Band 2) (知的財産)
- Investment Funds (Band 1) (投資ファンド)
- Projects & Energy (Band 1) (プロジェクト/エネルギー)
- Real Estate (Band 1) (不動産)
- Restructuring/Insolvency (Band 2) (事業再生/倒産)
- Tax (Band 2) (税務)

Japan – Osaka

- General Business Law (Band 3) (企業法務全般)

Myanmar

- General Business Law (Band 4) (企業法務全般)
- General Business Law: International Firms (Band 3) (企業法務全般)

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

Thailand

- Banking & Finance (Band 2) (バンキング/ファイナンス)
- Corporate/M&A (Band 2) (コーポレート/M&A)
- Projects & Energy (Band 1) (プロジェクト/エネルギー)

Lawyers

Japan

- Banking & Finance
Leading Individual: 桑原 聡子、佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- Banking & Finance: Financial Services Regulation
Senior States people: 石黒 徹
- Capital Markets
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎
Senior States people: 石黒 徹
Up and Coming: 根本 敏光
- Capital Markets: J-REITs
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享
- Competition/Antitrust
Leading Individual: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- Corporate/M&A
Leading Individual: 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博
- Recognised Practitioner: 林 宏和
- Dispute Resolution
Leading Individual: 関戸 麦
- Employment
Leading Individual: 高谷 知佐子、荒井 太一
- Insurance
Leading Individual: 増島 雅和
- Intellectual Property
Leading Individual: 三好 豊
- Investment Funds
Leading Individual: 竹野 康造、三浦 健、大西 信治
- Projects & Energy
Leading Individual: 小林 卓泰

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

- Real Estate
Leading Individual: 小澤 絵里子
Up and Coming: 石川 直樹
- Restructuring/Insolvency
Leading Individual: 藤原 総一郎、山崎 良太
- Tax
Leading Individual: 大石 篤史
Recognised Practitioner: 酒井 真

Myanmar

- General Business Law
Leading Individual: ウィン・ナイン
- General Business Law: International Firms
Recognised Practitioner: 武川 丈士

Thailand (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン
Senior States people: アルバート・チャンドラー
Recognised Practitioner: ジョセフ・ティスティウォン
- Corporate/M&A
Leading Individual: ラッタナ・ブーンソムバットラート
- Projects & Energy
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウォン
Senior States people: アルバート・チャンドラー

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com